

国保介護後期高齢

保険料率が決まりました

保険料額決定通知書は7月中旬に送付

問い合わせ 税務課 ☎592128

国民健康保険料

世帯主が納付義務者となります。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合も、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)となります。

◆特別徴収(年金天引き)

世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上で、次の要件に全て該当する方は、保険料が世帯主の年金から天引きされます。

- 世帯主が国民健康保険加入者で年度内に75歳に到達しない
- 世帯主の特別徴収の対象となる年金受給額が年額18万円以上

○世帯主の介護保険料が特別徴収されている
○介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1以下

◆普通徴収

(納付書払い・口座振替)
次のいずれかに該当する方が国保に加入したばかり
○大竹市に転入したばかり
○特別徴収の要件に該当しない

◆介護保険料

第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、世帯の課税状況や被保険者の所得などによって決まります。

◆特別徴収(年金天引き)

○対象となる年金を年額18万円以上受給している

◆普通徴収

(納付書払い・口座振替)
次のいずれかに該当する方
○年金受給額が年額18万円未満
○65歳になったばかり
○大竹市に転入したばかり
○特別徴収の要件に該当しない

後期高齢者医療保険料

75歳以上の方(65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む)を対象とした医療制度です。

保険料の決め方

被保険者一人一人が保険料を納めます。保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額になります。

◆特別徴収(年金天引き)

年金受給額が年額18万円以上の方のうち介護保険料が特別徴収で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1以下の方

◆普通徴収

(納付書払い・口座振替)
次のいずれかに該当する方
○75歳になったばかり
○大竹市に転入したばかり
○特別徴収の要件に該当しない

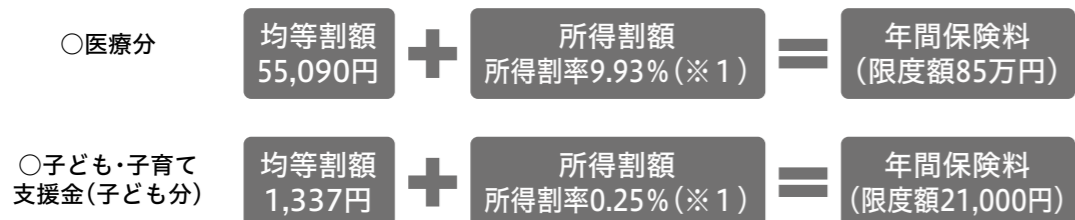
※特別徴収の対象となる方も、事前に金融機関で手続きし、申し出をすれば口座振替で納付することが出来ます。(介護保険料を除く)

介護保険

段階	対象者		年間保険料
第1段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の合計所得金額(課税年金収入に係る雑所得を除く)と課税年金収入の合計	826,500円以下
第2段階			826,500円超え120万円以下
第3段階			120万円超え
第4段階	本人が市民税非課税で世帯の誰かが市民税課税		826,500円以下
第5段階			826,500円超え
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額	120万円未満
第7段階			120万円以上210万円未満
第8段階			210万円以上320万円未満
第9段階			320万円以上420万円未満
第10段階			420万円以上520万円未満
第11段階			520万円以上620万円未満
第12段階			620万円以上720万円未満
第13段階			720万円以上

※「世帯」とは、毎年4月1日時点(年度途中に65歳になった方や転入した方は、それぞれ誕生日の前日・転入日)の住民基本台帳(住民票)の世帯です。
※介護保険料の算定に使用する「合計所得金額」とは、事業所得や給与所得などの各種所得の合計額で、社会保険料控除などの各種所得控除を差し引く前の金額です。
※合計所得金額は、繰越損失がある場合、損失の繰越控除前の金額を合計します。租税特別措置法に規定される長期譲渡所得等に係る特別控除がある場合は、適用後の金額となります。
※令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が引き上げられましたが、介護保険法施行令の規定に基づき令和8年度の介護保険料の算定に限り、従前の控除額と同様に調整して計算します。そのため、市民税が非課税の方でも、介護保険料の算定上は課税とみなされる場合があります。

後期高齢者医療保険



- ※1 所得割額 = {総所得金額等(※2) - 基礎控除(※3)} × 所得割率
- ※2 総所得金額等とは、収入から控除額等を差し引いて算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額も総所得金額等に含まれます。
- ※3 基礎控除は、前年の合計所得金額から43万円を差し引いた金額です(所得により例外もあります)。

所得の低い方の軽減

○均等割額の軽減について

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額(____部分は「給与所得者等」の数が2人以上の場合に計算します)	軽減割合 医療分	軽減割合 子ども分
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	7.2割軽減	7割軽減
43万円 + (31万円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	5割軽減	5割軽減
43万円 + (57万円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	2割軽減	2割軽減

※「給与所得者等」とは、給与収入が55万円を超える方または公的年金等に係る雑所得がある方です。
※65歳以上の方で所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り、15万円を限度として控除します。
※「専従者控除」、「居住用財産や取用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。
※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。
※軽減判定は、賦課期日(令和8年4月1日または資格取得日)時点で行われます。
※後期高齢者医療制度加入直前に、国保および国保組合を除く健保組合等の被扶養者であった方については資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減となり、所得割額の負担はありません。ただし、表中の均等割額の7割軽減に該当する方については、7割軽減(医療分は7.2割軽減)が適用されます。

国民健康保険の保険料率

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分(支援金分)、介護分と子ども・子育て支援金分(子ども分)で構成され、それぞれ所得割、均等割と平等割を合計した額が賦課されます。(子ども・子育て支援金については8ページをご覧ください)

	医療分 (加入者全員)	支援金分 (加入者全員)	介護分 (40歳から64歳の方)	子ども分 (加入者全員)	計算方法
①所得割	8.21%	2.68%	2.11%	0.27%	基準総所得金額 × 所得割率
②均等割	34,964円	11,535円	11,290円	1,182円	② × 世帯内の加入者数
③18歳以上均等割				36円	③ × 世帯内の18歳以上の加入者数
④平等割	22,394円	7,388円	5,476円	757円	1世帯当たりの金額
賦課限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円	①から④の合計額の上限

※令和8年3月31日時点で18歳未満の加入者は、子ども分の均等割の負担はありません。
※所得割の算定に用いる「基準総所得金額」とは、令和7年中の総所得金額等から43万円を差し引いた金額です。ここでいう「総所得金額等」は、原則として市民税の総所得金額等が用いられます。

国民健康保険料の軽減

- (1) 低所得世帯にかかる保険料の軽減
次の所得の世帯の方は、保険料の均等割額と平等割額が軽減されます。

擬制世帯主と国民健康保険加入者の令和6年中の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (31万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割
43万円 + (57万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割

※給与所得者等とは、給与所得者(給与収入55万円超え)と公的年金等の支給(60万円超え(65歳未満)または110万円超え(65歳以上))を受けるもの。

- (2) 未就学児にかかる保険料の軽減
未就学児(令和2年4月2日以降生まれの方)にかかる保険料の均等割額が5割軽減されます。
〔(1)低所得世帯にかかる保険料の軽減〕に該当する世帯は、軽減後の均等割額から5割軽減されます。

- (3) 産前産後期間の保険料の軽減
出産(予定)被保険者にかかる産前産後期間相当分(前後計4カ月)の均等割保険料および所得割保険料を減額します。産前産後期間の軽減(出産予定日の6カ月前から届け出可能)を受けるには届け出が必要です。

福祉医療制度

—医療費の自己負担分の一部を助成します—

問い合わせ
保健医療課 ☎59-2141

市の福祉医療には、①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療④精神障害者医療の制度があり、医療費の自己負担分の一部を助成しています。ただし、保険適用外のものはありません。

現在受給者証を持っている方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限の過ぎた受給者証は返却するか、自身で確実に破棄してください。また、転出や所得制限などで受給資格がなくなった場合は、受給者証を必ず返却してください。

なお、表の基準に該当する方で、まだ認定を受けていない方は、所定の申請をしてください。

※認定には審査があります。

申請・返却

認定申請や受給者証の返却は、保健医療課または各支所へ。

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
① 重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A、A、B)を持っている方 ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。 ※上記に該当する場合でも令和9年3月末時点で18歳以下の児童は、③こども医療の助成対象となります。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満である(扶養人数などにより、基準額は変わります) ※継続して常時、人工呼吸器などを装着している方は、所得制限が緩和される場合があります。	・医療機関 1日200円必要(医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで) ・保険薬局(処方箋などの薬代) 一部負担金は必要ありません。
② ひとり親家庭等医療	・ひとり親の家庭などで令和9年3月末時点で18歳以下の児童とその児童を養育している父親または母親など	・所得税非課税世帯の方(平成22年度税制改正前基準による) ただし住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	・医療機関 1日500円必要(医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで) ・保険薬局(処方箋などの薬代) 一部負担金は必要ありません。
③ こども医療	・0歳から高等学校卒業程度(18歳に達する日以降の最初の3月31日)まで ※進学・就職の有無は不問	・所得制限無し	一部負担金は必要ありません。
④ 精神障害者医療	・精神障害者手帳1級と自立支援医療受給者証(精神通院)の両方の交付を受けている方 ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満である(扶養人数などにより、基準額は変わります)	・医療機関 1日200円必要(医療機関ごとに、通院は月4日まで) ※入院は対象外 ・保険薬局(処方箋の薬代) 一部負担金は必要ありません。



保険料を納めることが困難なときは「保険料免除制度」の活用を

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-5351-1505
保健医療課 ☎592141

「保険料免除制度」とは、さまざまな事情により保険料の納付が困難な場合に、その間の保険料を免除することができる制度です。

免除の申請をすると、本人・世帯主・配偶者の所得状況や失業・災害などの現況を審査し、承認された場合、所得に応じて4段階(全額・4分の3・半額・4分の1)の免除が受けられます。

申請時期

令和8年度分(令和8年7月～令和9年6月分)の手続きは7月1日(水)からです。

なお、これまで免除を受けている方で、引き続き免除を希望する方も、毎年手続きが必要です。

※免除申請時に継続審査を希望した方は手続きが不要の場合があります。また、申請は受理された月から過

去2年1ヵ月前(令和8年7月中旬に申請する場合は、令和6年6月～令和8年6月)までさかのぼって行うことができます。

保険料を納められるようになったら保険料の免除を受けた場合、将来受け取る年金額は満額にはなりません。満額を受け取るためには、免除を受けた期間の保険料を10年以内に納付(追納)する必要があります。

なお、免除開始から2年を経過すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

未納の間まですると

未納期間が長いと、老齢年金が支給できなくなる可能性や、万が一のときの障害年金が受けられなくなる場合がありますので、注意してください。

税や保険料、保育料などの口座振替手続きが簡単に ペイジー口座振替受付サービス

問い合わせ
税務課 ☎59-2127



ペイジー口座振替受付サービスとは、通帳や印鑑が不要で、キャッシュカードと本人確認書類があれば税務課窓口で簡単に口座振替依頼ができる便利なサービスです。



詳しくはこちらから。

利用できる税・保険料など
○市県民税(普通徴収) ○固定資産税・都市計画税 ○軽自動車税 ○国民健康保険料(普通徴収) ○介護保険料(普通徴収) ○後期高齢者医療保険料(普通徴収) ○保育料 ○副食費 ○市営住宅使用料 ○市営住宅駐車場使用料 ○放課後児童クラブ負担金

利用できる金融機関
○四国銀行 ○広島銀行 ○山口銀行 ○広島信用金庫 ○もみじ銀行 ○ひろしま農業協同組合 ○西京銀行 ○中国労働金庫 ○ゆうちょ銀行
※令和8年6月から広島銀行が利用可能になりました。

注意事項
○口座名義人または納税義務者以外の方が手続きする際は、原則委任状が必要です。
○キャッシュカードの種類によっては、取り扱いできない場合があります。

まちづくりに宝くじで参加 サマージャンボ宝くじ発売

問い合わせ
企画財政課 ☎59-2121

宝くじは県内の宝くじ売り場で購入してください。収益金が県内市町の明るく住みよいまちづくりに使われます。

サマージャンボプレミアム12億円 (1等8億円・前後賞各2億円合わせて)
サマージャンボ7億円 (1等5億円・前後賞各1億円合わせて)
サマージャンボミニ5,000万円 (1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)
6月30日 3種類同時発売! 発売期間 6/30～7/31
抽せん日 8/12
プレミアム: 1枚 500円
ジャンボ・ミニ: 1枚 300円
公益財団法人広島県市町村振興協会